

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成 27 年 3 月 3 日

時 間：原発特別委員会終了後

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後 1 時 5 9 分

### 出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君		

### 欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
教育長	石井賢一君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参考事	緑川富男君
企画課長	菅野利行君
税務課長	斎藤眞一君
健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	伏見克彦君
参考事 兼生活環境課長	横須賀幸一君
参考事 兼産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	阿久津守雄君

参事官兼 復興推進課長	高野善男君
参事官兼復旧課長	郡山泰明君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	渡辺弘道君
参事官兼 大玉出張所長	三瓶保重君
生活支援課長	林志信君
総務課長補佐	志賀智秀君
企画課長補佐	竹原信也君
健康福祉課長 補佐	小林元一君
復旧課長補佐	林紀夫君
復旧課復旧係長	大森研一君
健康福祉課長 補佐兼 健康づくり係長	安倍敬子君
健康福祉課長 補佐	佐藤邦春君
企画課 まちづくり係長	佐々木邦浩君

#### 職務のための出席者

事務局長	佐藤臣克
庶務係長	大和田豊一

#### 付議事件

##### 1. 3月定例会提出議案

###### (1) 総務課

- ①教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について
- ②教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- ③富岡町課設置条例の一部を改正する条例について

###### (2) 税務課

- ①富岡町東日本大震災による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例について

###### (3) 健康福祉課

- ①富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
- ②富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
- ③富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定について
- ④富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の制定について
- ⑤富岡町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について
- ⑥富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画について

## 2. その他

- (1) 上下水道の使用再開時期について
- (2) 復興計画（第2次）の経過と概要について
- (3) その他

開会 (午後 1時59分)

○議長（塚野芳美君） それでは、時間になりましたので、ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。三瓶一郎議員からは欠席届が出ております。説明のための出席者は、町長、教育長以下関係課長等でありますけれども、副町長は12市町村の検討会に出席しなくてはいけないために、この場は欠席となります。職務のための出席者は事務局長及び係長であります。

付議事件に入る前に、町長よりご挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、3月定例議会の提出に先立ち、報告案件1件、条例の新規制定案件5件、一部改正案件1件、計画制定案件3件の計10件に加え、上下水道の使用再開時期について及び復興計画2次の経過と概要についての2件の合計12件についてご説明申し上げます。

報告案件については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により計画策定が義務づけられたことから、富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしましたので、議会に報告するものであります。

次に、条例制定案件についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことにより、教育委員長と教育長を一本化した教育長が新たに設置されることとなりましたので、教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の2件を制定するものです。

次に、町税につきまして、本年度に引き続き来年度も減免制度を継続するため、富岡町東日本大震災による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例についてを制定し、第3次地方分権改革に伴う介護保険法の改正に伴い、富岡町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について及び富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての2件を制定するものです。

一部改正案件につきましては、本格化する復興業務に機動的かつ適切に対応するため、新たに1つの課を追加するなどとする富岡町課設置条例の一部を改正する条例の1件についてであります。

計画制定案件については、子ども・子育て支援法、障がい者基本法、障がい者総合支援法、介護保険法、それぞれの法律に基づき、富岡町子ども・子育て支援事業計画について、富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画について、富岡町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画についての計3本を制定するものです。

その他につきましては、上下水道の使用再開時期の見通しについて、加えて復興計画2次の策定経過と概要についてご説明申し上げるものであります。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 各課ごとにお手元の資料のとおり提案されておりますけれども、1つの項目ずつ課の順番に沿ってやっていきたいと思いますので、説明をいただいて質疑をするという形をとりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、総務課の分で1番の教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についての件の説明を求めます。

総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） それでは、今回総務課におきましては、提出議案ということで3件ほど説明させていただきたいと思います。

その中で資料1—1から説明させていただきたいと思います。ただいまもありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育行政における責任体制の明確化がなされたことから、これまで教育長の任命には教育委員として議会の同意を得て教育委員の互選で選出しておりましたが、今後は教育長として議会の同意を得て任につくようになります。それが一番大きな改正内容となっております。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。ただいまお話ししましたが、改正の内容につきましては、(1)から(5)まであります。それぞれの体制の明確化、活性化、構築強化、連携の強化ということで、最後にいじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に直接指示できるというようなことが改正の内容となっております。主なポイントといたしましては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、それから3番目として全ての地方公共団体に総合教育会議の設置を義務づけております。それに伴いまして、教育に対する大綱を首長が策定することとなっております。

町としての対応といたしましては、新制度への教育の継続性、安定性を確保するため、経過措置を適用し、現教育長の教育委員としての任期期間中であります平成29年3月31日までにおいては、現行制度の教育長として在職してもらうような形で考えておりまして、平成27年度中に新制度の移行に向けて新教育長の身分関係の変更に伴う関連条例等の整備、それから教育の大綱を作成するため、総合教育会議を設置することとなっております。

3ページをごらんいただきたいと思います。別紙資料でございますが、新教育長につきまして現行制度、それから改正後の制度の比較をしております。任期につきましては、現行制度は4年間となっておりますが、改正後では3年間となるものでございます。任命関係ですが、現行制度は首長は教育委員を議会の同意を得て任命、教育委員会が教育委員の中から任命するということになっておりますが、先ほどもお話しさせていただきましたが、首長が議会の同意を得て教育長としてそのまま任命す

ることが可能となるものでございます。身分関係につきましては、現行が一般職から改正後は特別職ということになります。教育委員会との関係につきましては、教育委員と現行制度では教育長は兼務ですが、改正後においては教育委員ではないというふうなことになります。それから、主な役割についてはごらんのようになっております。3ページは教育委員会の関係を示したものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。先ほどもお話ししましたが、新たに総合教育会議を設けるようになっています。目的といたしましては、ここに書かれているようなことでございまして、会議の設置者が町長になるということでございます。会議の構成員といたしまして、町長、教育委員会、新教育長というようなことで考えております。会議の位置づけということでは、町長と教育委員会という対等な執行機関同士での協議、調整の場というような形になろうかと思います。会議の事務局等につきましては、これまでどおり富岡町では教育委員会事務局が町長部局の補助執行として担当する予定でございます。

それから、(4) でございますが、これに伴いまして、町としても教育大綱を作成するというようなことで指定を義務づけされております。

5ページをごらんください。それに伴いまして参考でございますが、今回3月定例会において上程を予定している条例の改正案件の一覧となっております。①につきましては、これは議会事務局のほうでもって一部改正の条例を提出する予定でございます。②につきましては、それに伴いまして教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例が現在ございますが、それらを特別職に組み入れられることから廃止する条例を上程する予定でございます。それから、③から⑦番につきましては、一部改正でございますが、⑥番の教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例、⑦番の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、この後説明をさせていただきたいと思います。

6ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（案）でございます。目的につきましては、この条例は教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとなっております。それで第2条で教育長の勤務時間その他の勤務条件は、町職員の例によるということで、今回新たな条例を作成するものでございます。

資料1-1につきましては、以上のような説明になります。それが①の教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてであります。

以上であります。

○議長（塙野芳美君） ①の件につきまして説明が終わりました。

質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは質疑を終了いたします。

次に、②、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、資料1—2をごらんいただきたいと思います。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（案）でございます。これにつきましても、先ほどお話しさせていただきましたが、その一連の関連によりまして、新たに今回制定するものでございます。

第2条において、職務に専念する義務の免除ということで、（1）から（3）、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、それから前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会が定める場合ということで、新たにこの条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ②の件につきまして説明が終わりました。

質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、③、富岡町課設置条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、資料1—3をごらんいただきたいと思います。平成27年度組織改正の概要でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。27年4月1日の組織改正についてであります。1、基本的な考え方でございます。富岡町の復興・復旧事業を進めていく中で生じてくる新たな行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するとともに、出先機関との連携強化を図るため、次のとおり組織改正等を行うものでございます。

2、組織改正の内容でございます。1、復興計画に基づき、各種施策の具現化のため、拠点整備課の設置でございます。第2次復興計画をもとに、各種施策を推進するため、企画課まちづくり係にある区画整理部門と今後の富岡町における拠点整備に対する新規部門を統合し、新たに拠点整備課を設置するものでございます。具体的には、区画整理、それから防災集団移転事業、災害危険区域設定業務等を主な業務とするものでございます。

2として、放射線に対する健康管理に向けた組織体制の強化であります。放射線に関する町民のニーズを踏まえ、内部被ばくに対する今後の健康管理をよりきめ細やかに実施するため、生活環境課原子力事故対策係で行っている放射線の勉強会や積算線量計の貸し出し業務を、健康福祉課放射線健康管理係に統合し、健康手帳との整合性を図るものとしております。

3として、現地での復興業務の強化であります。現地での復興業務をさらに強化するため、生活環境課環境衛生係で行っていました生活廃棄物等の廃棄物に関する業務や環境衛生業務を復興推進課除染対策係に統合し、町民サービスの向上を図り、「生活環境課」の名称を「安全対策課」に変更する

ものでございます。

4つ目として、広報機能・秘書機能の強化であります。戦略的な情報発信や町長の秘書機能強化のため、企画課広報広聴係を総務課に移し、総務課総務係の秘書機能をあわせて秘書広報係とするものであります。

2ページをごらんください。3つ目として、復興・復旧に向けた人員確保であります。来年度における執行体制については、育児休業職員が多くいるものの、正規職員の採用により職員を増員するほか、引き続き派遣職員を要望し、本年より多くの派遣職員を受け入れ、体制強化を図るものとしております。

4ページをごらんください。右側のほうですが、27年4月1日でただいまお話しさせていただきましたように、総務課に秘書広報係をふやすものとしております。それに伴いまして、企画課にありました広報広聴を削除しております。それから、拠点整備課に拠点整備係を配置することとしております。それから、健康福祉課におきましては、放射線健康管理係がもとの生活環境課の原子力事故対策係より、放射線に関する事務がこちらに一部移ってくるものとなっております。それから、生活環境課が安全対策課と名称変更し、環境衛生係を復興推進課のほうに移動させたことにより、消防交通係と原子力事故対策係の2係となるものでございます。これにつきまして、復興推進課のほうに除染対策係のほうには環境衛生部門の一部の事務が入っていくということになります。

次のページをごらんいただきたいと思います。総務課の総務係でございますが、秘書機能を秘書広報係に集約をするということになっております。それに伴いまして、新たに秘書広報係を設置しまして、現在の3係が4係になるものでございます。秘書広報係につきましては、秘書機能の強化、戦略的な情報発信等をさらに強化することとして、各課との連携強化を図るものとしております。

次に、企画課でございます。企画政策係につきましては、今後の判断時期となっております避難解除時期の判断に向けた総合調整、復興事業の進捗等に応じた各種業務の調整、12市町村の将来像、イノベーションコスト等を新たに主な業務としてやっていただくものでございます。まちづくり係につきましては、区画整理事業を拠点整備課に移行することに伴い、第2次復興計画作成、それらを具現化する各種アクションプランの作成、それから災害復興公営住宅等の住宅確保の対策について今後の町の将来を考えながら、まちづくり係のほうでやっていただくような形で現在考えております。

新設になりますが、拠点整備課でございます。拠点整備課の拠点整備係におきましては、区画整理事業と今後の富岡町拠点整備を行う新規部門との統合でございます。主な業務といたしましては、区画整理事業、防災集団移転、災害区域設定、それからJR富岡駅移設、再開通に伴うそれが主な業務となるものでございます。

それから、生活環境課が名称変更で安全対策課となりますことにより、環境衛生係を復興推進課のほうに移動させることにより、消防交通係、原子力事故対策係の2係となるものでございます。特に原子力事故対策係におきましては、放射線健康管理の一元化のため、放射線教室業務等を健康福祉課

のほうに移動しまして、その中で今後の富岡町の原子力に対する考え方等を一本化し、事務を進めるものでございます。

復興推進課につきましては、復興調整係、除染対策係の2係におきまして、特に復興調整係のほうでは、復興事業全般、現場における他の課以外のものも含む現地の調整業務、それから環境省との調整機能の充実ということで、復興調整のほうにはそれらの環境省との調整を特に臨むものでございます。それから、除染対策ですが、生活廃棄物や環境衛生に関することなど、生活環境課環境衛生係から移行することにより、廃棄物の一元化、町民サービスの向上を図るものとしております。

それから、健康福祉課でございますが、最後になりますが、統合ということで放射線健康管理係、これを生活環境課の原子力事故対策係より放射線教室や線量計の貸し出し業務を放射線健康管理係のほうに移行して、放射線健康管理の一元化を図ることとしております。

内容の説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君） ③の説明が終わりました。

質疑を賜ります。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 4ページの部分で出ている従来の復旧課と拠点整備課の整合性、ちょっとだぶつくかなと思うのだけれども、そこら辺どうなっているのか。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 復旧課におきましては、今現在管理係、復旧係ということで、町道、それから上下水道のほうをやっていただいておりますが、拠点整備課につきましては主に曲田地区土地区画整理、それから防災集団移転等のことがございますので、直接なかなかわりはございませんが、その辺はお互い連絡調整をしながらやってくる部分もたまには出てくるかと思いますが、仕事の内容的には重複するものがないということで考えております。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） すばり聞きます。技術的には両方とも必要だと思うのだけれども、今の職員の配分で技術職が足りないのだけれども、新規の人も2人だか3人となっているみたいだけれども、応援をもらうのだけれども、そう簡単にはいかないと思うのだけれども、こういうふうになってくると、そこの辺の技術的には配分しっかりした状態で連携を保ちながら、企画課のほうの国県補助の模索、どういうものがあって云々だというのをあわせて整合性とれているのか、そこら辺どうなっています。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今議員申すように、来年度27年度技術職4名を新規に採用する予定でございます。それらの職員は現在のところ復旧課のほうへの配置ということで考えております。また、福島県からの任期つき職員が技術職でございますが、1名を県のほうから任期つきで來ていた

だくようになっておりますので、それを含め人数の調整につきましては今後の検討にもなりますが、遙色ないような形で職員の配置はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 拠点整備係、区画整理事業、防災集団移転、災害区域設定、JR富岡駅、もろもろあると思うのだけれども、かなり技術的にわかっていないと、図面関係とかそういうものに対して委託はするのでしょうかけれども、その打ち合わせ等々もロスが出るし、復旧課のほうから応援をもらってくるにしても、ほんの1時間、2時間で云々ということもいかないし、檜葉のほうに拠点整備課を持ってくるのかどうなっているのかわからないけれども、仮にばらついたときに郡山と檜葉になってしまふし、かなり一つ一つの案件を考えて何人ずつだから間に合うというのは、イコールしないと思う。かなり難易度も高くなってくると思う。拠点整備課あたりでやる、曲田はいいとしても新規のやつ、そこら辺かなり本当に大変だと思う。だから、ただ頭数を合わせても能力がないとどっちもだめにしてしまうし、これ町長、前からずっと言ってきているのだけれども、おれは。しっかりした、できる今いる職員、新規で入ってくる職員、応援もらう職員の能力を見きわめて、早々のうんと悩むようなことでもしてやってやらないと、しっかりしたこれから富岡町の復旧、復興、新たな拠点づくりも虫食いになったり、絵に描いた餅になる可能性もちょっと心配していられるから、その辺はきっと一人でも多い人間で能力を持った人を持ってきてくれるようにしてください。お願ひして、答弁もらう。

○議長（塚野芳美君） 町長、新規採用の部分で即戦力になる人も含むのかどうかも含めて、新規といつても全くの新人とかということもあるので、その件をまず総務課長からその分。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 今回技術職として新規採用する4名でございますが、現在社会経験も会社勤務経験もございますし、新卒ではございませんので、なれるまで若干の時間は必要かと思いますが、即戦力という形で考えております。

それから、今回新たなる拠点整備課につきましても、ある程度技術職の課長を配置するような形での今人事の段取りになっておりますので、それもあわせて報告しておきます。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 拠点整備課ですが、これらについては県のほうから区画整理事業協会、これらにかなりキャリアを持っている方を派遣していただけるということで、町としても今回拠点整備、曲田開発の部分もありますから、それらで今回要望をして県のほうからその要望に応えていただいたというような経過がございます。そういうことですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 以前いわき支所のウエート、だんだんいわきに課を移転したり、いわきにウエートをかけていくと、そういうふうに私記憶していたのです、町長の発言にも。今回の行政機構の中でそれが出ているのかいないのか、今後はこういうふうにいわきに持っていくようになったと、こういうのあれば説明してください。

○議長（塙野芳美君） 総務課長。

○参考兼総務課長（滝沢一美君） 今の議員ご質問のように、例えばどこかの課をいわきに持っていくというようなことでの今回の課の機構の改編といいますか、改正はしておりません。ただ、現在いわきにおきましても、少ない人員の中ですごい行政需要があるということは認識をしておりまして、ただことし3月から先ほども育休なり産休なりで休んでいる職員が現在12名ぐらいございますが、それらの2名の職員が復帰するということもございまして、それなりの議員がお話ししているような課とか、増課とかそういうものにはならないかと思いますが、若干の人員の増はあるものということを考えております。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 若干のとか産休の人の補充とか、これでは重点的にいわきに機能を移すということはやっていないに等しい、私はそう思うのです。今まで言ってきたことがこういうときに反映されていかなかつたらいつやるの。やらないで終わってしまうの。そのうち29年4月が来て帰町宣言が、そのときは限らないけれども、何にもやらないうちにいわきの移転というのではなくなってしまうけれども、町長、その辺は自分で今まで政策で言ってきたこととやっていることがちょっと違うのではないかと思うのだけれども、町長のほうから答弁をお願いします。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 決して人員を多く配置したから全てがうまくいくという問題でもないと考えています。と申しますのは、今回のいわき支所の充実化というものについては、全く郡山と変わらないようなサービスが受けられるようなシステム構築をしていきたいというふうに考えていて、4月以降の戸籍関係のものもいわきでできるようになりますし、大方のものはそういう状況で満たされていくというふうに考えておりますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 住民票がとりやすくなったからとかそういうことではなくて、富岡町の現場というのは郡山ではなくて私は富岡だと思うのだ、復旧とか復興とか。そうしたらばより近いほう、やはり現場に行くのも何をするのも郡山よりは近いほうが私は便利だと思うし、そういうことを町長自身が今まで言ってきたのではないですかということを質問しているわけ。いわきも郡山並みに戸籍謄本、住民票がというのはちょっと話が別で、やはりいわきに力を入れるということは、この中の課を1つ、2つ持つていって、向こうのほうが活動しやすい、動きやすいと、そういうことだと私は解

釈していたのだけれども、全然今の町長の説明では住民票をとりやすくなつたから向こうは機能を強化したのだというのはちょっと当てはまらないような気しますけれども、町長のほうからもう一回お願ひします。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今回富岡町の復旧、復興に資するべく課というのは、富岡町に新年度には移す予定をしております。そういう意味でいわき市に新しく課を1つ、2つ持つていて、今度本所とのそれらが当然電話等での応対というふうになりますから、かえって混乱を招くというふうに考えておりまして、これらについては今最前線基地で働いていただいている復旧課あるいは復興推進課の方々には先ほどお話ししたような状況で、富岡町のほうで最前線を担つていただくというふうに考えておりますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 拠点整備なのですけれども、これを見るとただ曲田があったやつをなくしてまた復活させるようなものであって、防災集団移転は恐らく毛萱地区とか小浜地区の集団移転をもくろんでいるのだと思いますが、それだって具体性に欠けるし、災害区域設定だって拠点整備係設けなくても、これどこの課でも当てはまる課いっぱいあると思います。あと、JR富岡駅の移設だって町主導でできる問題ではないのに、何で新たに課をふやさなくてはならないかという問題なのです。先ほど11番さんも言ったように、技術者も少ない中、そうやって課をふやしていって人をばらすよりはやっぱり充実させていったほうがいいのかなと思うのですが、その辺の1点。確かに曲田は29年まで仕上げなくてはならないという、工程的にもかなり厳しい状況があるのかなと思うのですが、曲田だけだと思うのです、この問題にかかってくるのは、重要な問題だと思われるのです。

あとは2点目なのですが、健康福祉課です。健康福祉課は余りにもいろんな福祉事業が多過ぎるということで今までいろいろ大変な思いをしている中で、放射能管理手帳との兼ね合いで線量計の貸し出し業務を移行してきたりまつたりしていますけれども、こういう問題はさほど重要な問題ではなくて、健康手帳でも一切絡まないと思うのです。健康手帳というのは、線量計を見て自分で書き込むしかないですから、どこかの課で町民の数値を全部書き込んでくれるのであれば、これ重要な問題になるかと思うのですが、それを健康福祉課に持つてくるのは、また業務をハードにするだけではないかなと思うのですが、その辺と。

あと5番さんの質問の中にもあったように、いわき事務所の充実、今回すばらしい事務所ができ上がって充実しました。そこに課を持っていく、持つていかないは別にしても、私の持論としては課を持っていかないにしても向こうに人数をふやしていかないと、帰町宣言したときに郡山から真っすぐ戻れるのですかという問題もあるのです。通うにしても郡山からは2時間はかかりますか、少なくとも。そうすると、通勤する距離としてはかなり厳しいと。いわきに人を集めておくことによってとり

あえずはいわきからなら通勤可能だという状況が生まれますので、29年度以降に帰町宣言するめどを考えた中では、重要な時期を迎えているのかなと思うのです。町長が言うように復興推進課とかいろいろな課が重要な先発隊として町内に新年度から入るような話ですが、それも間違いなく重要なことだと思いますが、それはそれで単身という形で行っていますので、その辺を考えた場合には課ふやさない人はふえていかないとは思うのですが、その辺はやっぱり深く検討していかないと、なかなか帰町宣言を目指しているというふうには言えなくなってしまうのかなと思いますので、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 総務課長、今の水道企業団にいる2つの課、あれが新年度から行くわけではないはずですので、その点も含めて説明してください。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） まず現在復旧課、復興推進課、水道企業団のほうでお借りして事務をとっていますが、それが4月から動くことになるとは考えておりません。まず、現在ご存じのように水も下水道も通っておりませんので、その辺の状況を見きわめながら、町内のほうに場所はまだですけれども、町内に戻って事務をとるというふうなことでの考えをしております。ですから、4月からすぐということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、拠点整備課でございますが、拠点整備課につきましては富岡町の今後の拠点を考える場合に、やはり曲田を含め6号国道から東、それから岡内開発、その辺を絞っていかなくてはならないことは皆さんもご存じだと思いますが、その辺を含めて今後のまちづくりを含めた計画をしてもらうということで、確かに区画整理が主な仕事になるかもしれません、今後27年度においては駅前周辺を移転といいますか、整理しながら物すごい業務量になるものと思い、今回新たに拠点整備課をつくりたるものでございます。

それから、富岡駅につきましても、確かにJRを中心となってやるものではございますが、それに何といつても町との計画の整合性をとらなくてはいけないというようなことから、新たな係を設置して行うものでございます。

それから、放射線健康管理係につきましては、現在健康管理、先ほどもお話しさせていただきましたが、健康教室なり線量計の貸し付け業務は2係で合同で行っているところもございまして、それらを一本化することによって連絡体制なりをスムーズに進めたいというようなことがございまして、今回一本化するものでございます。

それから、いわき支所の人員増につきましては、今後の動向を見ながら、確かに今人の流れはいわきのほうに移っていることは我々も重々承知はしておりますが、今後の職員の張りつけといいますか、そういう人数の確保を含め、いわきのほうにはそれなりの、もういわきで家をつくられた方とか当然おりますし、その辺にもらみながら、確かにいわきには人が今後ふえていくかなというような形では考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 健康福祉課に関しては、作業的に重くないということでできるのであれば、それなりの人員さえ配置すればどこの課でやってもいいのかなと思いますので、その辺を十分配慮していただくようにお願いしておきます。

あとは拠点整備課に関しては、今課長の報告どおり頭に入れてしまうと、企画係が要らなくなってしまうのです。全然違うという今声聞こえますけれども。災害公営住宅とかそういうものが企画のほうには入っていますが、2次復興計画とかいろんな問題入っていますが、重要な部分がこっち側に回ってきてしまうのかなと思うのです。駅との整合性とか曲田の今後のいろんな拠点整備とか、そういうものは本来あれば企画でやるべきなのかなと思っているものですから、拠点整備係は要らないのではないかなと思うのです。ましてや課を増やすことによって、人員がそれだけやっぱり必要になってきますので、それだけの人員確保できるのですかということが一番の問題なのです。随所に出てくる言葉が人数が足りないと、人員が足りないと、そういう言葉が随所に出てくるのです。今の町の定数プラス外郭団体が全部町の職員の補佐についています。補佐といったら申しわけないですけれども、全部同じような仕事やっています。そのほか県のほうからもかなりのきずな職員が来ています。それだけ仮設だ、どうだこうだといっぱいあって、人員が足りないから来てもらっているにもかかわらず、我々の質疑応答の中でもいろいろ人員が足りないという答弁は随所に返ってくると思うのです。そういう中で課を増やすということは大変なことだと思うのです。きずなとかそういう部分はやっぱり専門職ではないので、どうしても町民は町職員に頼らざるを得ないです。そういう部分からいうと課はできるだけ広げないでおいたほうがいいのかなと思うのです。前町長のとき、随分前ですけれども、事務の簡素化ということで課を集約しますよということで減らす方向に進んできたときに、課を減らすというときに減らさないでおいた部分もありますが、この大変な時期にやっぱり課をふやすということは、職員の増をしないと追いついていかないと思いますので、増をしたといっても新規の職員では3年や5年はなかなか職場にはなじまない形になろうかと思うのですが、その辺はどうなのですか、全体的に考えて。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに人は足りないこともあります、それから震災以降新たにつくった課が何課ございます。生活支援課を初め復興推進課とか今の拠点整備課なんかも震災がなければそういう課はふやさなくていいのかなとは思いますが、現在こういう状況の中ではある程度責任を持ってやってもらうというようなこともあります、課を今回も拠点整備、先ほどもお話をさせていただきますが、目に見える形で町民にもアピールしたいということもあります、町はこれだけ復興の拠点というか課を作つて、本気になって本当に町復興のために頑張っているのだよというようなことを、目に見える形で町民にPRしたいということもあります、今回課を新しく、1課

を増加させていただきました。

それから、人員の関係につきましては、現在派遣職員も含め、自治体派遣、今回も4市町村から来ていただくように決定しております。その中できずな職員、今議員もおっしゃるように、きずなり臨時なりで対応している部分もありますが、本来ですと、震災前ですと行革ということでどんどん小さくしろ、小さくしろということで我々も努めてはきましたが、震災以降いろんな震災業務も含め、事務の増大化になっていまして、今回も含めそういうふうな改正で行わせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 先ほど議員さんのほうから企画課の仕事なくなってしまうのではないかというような話をされましたけれども、実際に新年度の当初予算130億円という膨大な予算になりました。これらについての概ねの原資というのが復興交付金、そういう等々のものでございまして、これらの申請をして、それらを精査してというのがおおよそ企画課でやるようになりますから、これらと拠点整備課というものが今まで企画の中でやってきたものを一緒にできないような状況になって、それで皆さんにご提案申し上げているところですから、この辺もご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） その辺は十分理解はしています。本来であれば企画の中で係で分ければいいのかなと思うのです。課長は1人でいいわけですから。それをどうしてもやっぱりもう膨大な数量になっているからばらさなければやっていけないというのであれば、それはそれで理解はします。ただ、課の数を多くすることによって、一番負担かかっていくのは職員さんだと思いますので、その辺さえしっかりわかっていてくれれば、それはそれで結構です。

ただ、あと1点、課長から話あったのですが、富岡町が復興を目指しているよというふうに見せるのは、課を増やしたりまつたりではなくて、そんなのは町民は理解しないです。やっぱり職員が町に近づいていくことだと私は思います。今このままの状態で帰町宣言するまでいたら、恐らく職員は半分しか戻れないでしょう。私はそう思います。これが長引けば長引くほどそういう状況が生まれてくると思います。そういうことを踏まえて私は質問をしているつもりなのです。町内に復興推進課の人たちとか新年度早々からではなくても、来年度中ぐらいには下水道が使われるようになり、水が通れば、どこかを拠点にしていくようになると思いますが、そういう姿が一日も早く数多く見えることによって、町民はやっぱり富岡は復興できるのだな、これ。役場職員が本気になって町内に入っていると、私はそういう姿だと思っていますので、郡山にいることを悪いと言っているわけではないのです。復興を目指すのであれば、一日も早くそういう姿を見せていただけませんかということなのです。町長、一言お願ひします。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今富岡町が最短で戻れる時期というのが、29年の4月というふうに皆さんも認識していると思いますが、29年の4月、これが前町長が公約してきたものでございます。これらについては賠償等々のものもあるでしょうけれども、当然それを見据えて町としてもいろいろな行動を起こしておりますから、今後いわきに拠点を持っていかないというような話ではなくて、今回これらのものを改めて課の増設をしながら復旧復興に邁進していくということですので、将来的には当然富岡に一発で職員を戻すというようなこともなかなか至難のわざだと考えておりますから、これらについても鋭意検討しながら、皆さんにご相談を申し上げながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、③について終わります。

続きまして、（2）番の税務課の部分の①、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成27年度の町税等の減免に関する条例についての説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（斎藤眞一君） それでは、資料1—4、富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成27年度町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

原子力災害による避難から間もなく4年が経過する中、町民の皆様の避難状況に変化がないことから、平成26年度に引き続き平成27年度においても町税等の減免に付する条例を制定するものです。

条例の内容については、平成26年度減免条例と同じ内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を賜ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、質疑を終了いたします。

引き続きまして、健康福祉課に関する分のまず①といたしまして、富岡町包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例についての説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、別紙資料1—5、富岡町地域包括支援センターの職員に関する基準を定める条例（案）の概要についてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、平成25年6月14日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の成立に基づきまして、介護保険法の一部改正がなされ、厚生労働省で定めていました基準が都道府県や市町村の条例に委任されたことによる町条例の制定であります。

条例の内容につきましては、地域包括支援センターの職員等に関する基準及び地域包括的支援事業

を実施するために必要な基準を定めるものでございまして、条例を定めるものであります。市町村の自主性や自立性を持たせるためのものであります。

主な内容につきましては、地域包括的支援事業を実施することによりまして、各被保険者の心身の状況や環境に応じて各種サービス等を利用できるように導き、可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようとするものでございます。

施行日は、平成27年の4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、質疑なしということですので、この件につきましては終了いたします。

次に、②番、富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についての件の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 別紙資料1—6をごらんいただきたいと思います。②、富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）の概要について。

改正の趣旨でございますが、先ほど申し上げました富岡町地域包括の条例と全く同じでございまして、今回第3次地方分権一括法の成立に基づきまして、介護保険法の一部が改正されまして、厚生労働省で定められていた基準等が都道府県や市町村の条例に委任されたことによる町条例の制定でございます。

条例の内容についてご説明申し上げます。地域包括支援センターで実施する要支援1、2の認定者に対する介護予防マネジメントを行う介護予防指定介護支援事業に対して、事業者が有する従業員の員数に関する基準、支援事業の運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるもので、条例を制定することにより市町村の自主性や自立性を持たせるものでございます。

主な内容につきましては、事業者の資格要件、事業者の職員数及び有資格者の配置、運営、規定、介護予防支援の基本方針等を定めるものでございます。

施行日は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塚野芳美君） 質疑なしということですので、質疑を終了いたします。

次に、③番、富岡町子ども・子育て支援事業計画の制定についての説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康福祉課のほうでこのたび4つの計画書を作成いたしました。この計画の作成に当たりましては、該当する町民にアンケートを実施いたしまして、考え方をお聞きした上で、町の上位計画はもちろん、避難先自治体及び郡内避難自治体と連携等と調整を図ってきたところでございます。震災後は全町民が福島県内、そして全国各県の自治体で避難をされておりまして、非常に広域な生活圏のために福祉サービス等の提供には厳しさを感じておる次第でございます。そのような状況の中、町として今何ができるか、今後何をしていくべきかにつきまして、これまで数回にわたる検討委員会を開催いたしまして、慎重審議を行い、策定したものでございます。いずれの計画も法律に基づき、各自治体に策定が義務づけられておりまして、議会に報告するものとなっておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画（案）及び第2期障がい者基本計画、第4期障がい福祉計画（案）につきましては、議会の議決すべき事件に対する条例、第1条の基本構想及び5カ年以上にわたる基本計画となっております。

それでは、計画につきましては各担当係長よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 福祉係長。

○健康福祉課福祉係長（佐藤邦春君） それでは、資料1－7、富岡町子ども・子育て支援事業計画（案）の概要についてご説明させていただきます。

A3判の計画の概要をごらんください。計画策定の背景と趣旨ということで、出産や子育てをめぐる環境は、高度経済成長以降の社会・経済の変化への対応のおくれから、保育園の待機児童の解消が進まない、経済的に子育てに不安を持つ家庭が増大しているなど、大きな問題を抱えております。これが少子化の傾向に直結しております。

当町の現状としましては、幼稚園及び保育所等の施設の利用や各種保育サービスの保育福祉支援の多くは、避難先自治体から受けるようになっているため、町として全国に避難する児童のために何ができるかが本計画で定められるところとなっております。また、帰町する児童の推計人口が不透明であるため、帰町する町民、帰町できない町民、帰町しない町民のうち、当面は帰町できない町民、帰町しない町民の支援に対して重点的に取り組みます。

計画の位置づけとしましては、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定いたします。

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画となっております。

ニーズ調査の実施ということで、平成25年の12月に実施しております。こちらが小学校6年生まで

の子供を持つ保護者ということで948世帯、児童数1,495人ということで、回収率は未就学児童で35%、小学生のほうで38.9%となっております。

調査の結果により、震災後半数以上の家庭が離れて暮らしており、20%の人が避難先で相談相手がない状況にある。90%以上の方が放射線に対する不安、心配を持ち、放射線に関する取り組みは多面的なものが必要である。町への子育て支援策への要望として、相談、検査体制、親子が集える場所等の要望が多くある。これらの結果をもとに、町の重点施策（強化事業）として展開していきます。

続いて、右側の施策の体系図をごらんください。基本理念は、元気に育つさくらっ子とし、子供の成長過程に応じた支援、生活環境に応じた支援の2つを基本視点とし、4つの基本目標に基づき各事業を実施していきます。基本目標1、子育て支援の体制づくりということで、保育サービスの充実、地域の子育てに関する情報提供及び相談体制の拡充、経済的支援体制の充実、障がい児対策の充実。基本目標2として、健やかな子どもを育む環境づくりということで、母子保健事業の充実、医療に関する支援の充実、原子力災害の不安に対応する健康管理と検査体制。基本目標3として、町の未来を支える人づくりということで、ふるさと教育、災害・エネルギー教育、児童の健全育成、思春期保健対策の充実、学校教育における豊かな心の育成、子どもを取り巻く有害環境対策の充実、児童虐待防止と権利擁護。基本目標4として、子ども同士、町民同士の絆づくりということで、再会・絆づくりの場づくり、IT技術の活用となっております。

さらに、先ほど申し上げました3つの重点施策（強化事業）としまして、相談体制の強化事業、子どもの健康管理と検査体制の強化事業、絆づくり・歴史文化の継承の強化事業ということを重点的に展開していきます。

計画の推進に向けて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むPDCAサイクルの確立や府内の計画推進体制を整える。国、福島県、双葉郡内町村、避難先自治体、関係機関との連携を図っていくことになっております。

以上をもちまして、計画の説明を終わります。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜りたいと思います。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ひとつ確認したいのですけれども、アンケートの中で富岡に帰るという人が子どもを連れて帰るという人がいるようなのですが、いますよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○4番（遠藤一善君） この年数でいくと、富岡の整備の年数がある程度入ってきてしまうと思うのですけれども、結果はどうなるかわからないにしても、計画としてはそういうことになってしまふと思うのですけれども、富岡の中での事業はどういうふうに展開するような形で考えているのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○健康福祉課福祉係長（佐藤邦春君） 今議員のほうからお話ありまして、計画期間が5年間ということで、この5年間の中で帰町すると答えた方が約1.3%ということになっておりまして、この結果に基づいてすぐ町内での事業ができるかどうかというのはまだわからないところでありますが、今現在は帰町できない方、帰町しない方を重点的に施策を展開していくということになっております。

○議長（塙野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 計画なので人数の多いところをやるというのはいいのですけれども、富岡に帰るという人が今1.3と言ったけれども、5家族ということですよね、これ。このアンケートでいくと、数値が5になっているということは、nが5になっているということは5家族ということですね、5人ということではないですね。それはわからないですね。その中で全く方針を考えないでおいて大丈夫なのですかということです。

○議長（塙野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 計画書の19ページに帰町以降の詳細ということで載っております。今n数が5、それからパーセントで1.3%という形になっておりますが、今回の計画につきまして先ほど係長がちょっとお話し申し上げましたように、基本的には帰らないというふうな形の方を重点的にやっておりますが、今後この計画、5年間の計画というふうな形になっておりますが、町の上位計画をもとに調整をしながら進めていきたいというふうには考えておりますので、この計画にはちょっと帰還する方につきまして、幼児期における対応というのはちょっと掲載されておりません。また、この子ども計画というのは、ゼロ歳から18歳までの人が子供という捉え方でやっておりますので、当然この分析はしておりませんが、小学生とか中学生とかというふうなことにもなってくる可能性もありますので、その辺のところを含めて今後調整してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） すばらしい資料をつくってもらって申しわけないのですが、実際こんなことができるのですか。やれるのですか。子ども・子育て支援施策の展開ということで、四角で囲った3番目なんかは、ふるさと教育とか災害・エネルギー教育とか、児童の健全育成とか、すばらしいこと書かれていますよ、これ。学校教育における豊かな心の育成とか。こうやって健康福祉課のほうですばらしいものを策定してきても、本来富岡町にいれば富岡の子供が一堂に会しているわけですから、すべてのことができると思うのです。現実味が全然ないでしょう。こんなことを考えるのだったら、教育委員会のほうでいわき地区にでも学校をつくってもらって、一人でも生徒集めるような施策を組んでもらうことによって、最初の調査の結果よりとなっている相談とか検査体制、親子の集える場所等の要望が多い。一堂に会せるところ、学校というものが拠点にあれば、大半はクリアできると思うの

です。そういうのない中で本当にできるのですか、これ。それをひとつお答えください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（猪狩 隆君） 今のふるさと教育、それから災害・エネルギー教育、健全育成というふうな事例が出されましたけれども、先ほどもちょっと冒頭で申し上げましたように、この計画は18歳までの子供を対象とした計画というふうな考え方でございまして、ふるさと教育、災害エネルギー教育等につきましては、現在の学校教育における児童生徒を対象とした教育を推進していくこうという考え方方が基本にありますし、教育委員会とも協議してきたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長、ございますか。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 今健康福祉課長が申しますとおり、今学校ではふるさと教育の関係について力を入れていくということでは考えてございます。なので、今現在は三春校を中心にふるさと教育を実践しているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） だと思うのです。これだけの教育支援体制を強化するのであれば、三春校だけでいいのですかということなのです。ぜひ実際こういうことを望んでいますし、町でもこういう案を出してきたからには三春校だけではもったいないと思うのです。そういう中でいわき校をつくったら入るか入らないかとか、いろんな問題はあると思います。ただ、つくらなければ絶対入れないわけですから、その辺を十分考えて今後進んでいただければありがたいと思います。これはいずれそういう議論なされるときが来ると思いますので、早くそういう議論ができるようにお願いしておきます。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） お願いでよろしいですね。

○12番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

[何事か言う人あり]

○議長（塚野芳美君） そのほかあるかもしれませんけれども、議員各位におかれましてはこの計画書、冊子になっているもの、これを熟読していただいて、よくご理解いただき、理解できない部分は次の機会にぜひ議論をしていただきたいと思いますので、その件は終わります。

3時20分まで休憩いたします。

休 議 (午後 3時11分)

---

再 開 (午後 3時20分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、④番、富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画の制定についての説明を求めます。

福祉係長。

○健康福祉課福祉係長（佐藤邦春君） 続きまして、資料1—8、富岡町第2期障がい者基本計画・第4期障がい福祉計画（案）の概要についてご説明いたします。

A3判の計画の概要をごらんください。計画策定の背景と趣旨ということで、国における法改正や社会情勢の変化、計画対象者のニーズを踏まえつつ、障がい者施策の全般の推進に向けて計画を改定いたします。また、本町は全町避難という極めて厳しい状況に置かれています。本計画では避難先での円滑な福祉サービス利用支援に取り組み、今後帰町の判断が出た時点で再度状況を精査し、本町での福祉サービスが利用できるよう、町だけでなく国、県・近隣町村及び避難先市町村、関係機関との連携を図り計画を進めていきます。

障がい者は状況をごらんください。

計画の位置づけですが、障害者基本法第11条第3項に規定する障がい者の自立及び社会参加の支援するための市町村障害者計画と、障害者総合支援法第88条第1項に基づく障がい者福祉サービス等必要量の見込み及び確保の方策を整備する事業計画として策定いたします。

計画の期間は、富岡町第2期障がい者基本計画、こちらが平成27年度から平成32年度の6カ年計画富岡町第4期障がい福祉計画が平成27年度から平成29年度の3カ年計画となっております。

ニーズ調査を平成26年10月に実施しております

調査の結果より、避難状況ではいわき市と郡山市で県内の80%の人が避難しております。地域で生活していくには、経済的な負担の軽減と、障がいに適した住居の確保の支援が必要とされております。今後利用したいサービスは相談支援が最も多く、特に18歳未満の方については半数以上が放課後等デイサービスを今後利用したいと答えております。現在は避難先で各種サービスを受給しているため、引き続き避難先でのサービスが受給できるように国、県及び避難先自治体と調整・連携を図っていきます。

続いて、右側の施策の体系図をごらんください。基本理念は、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重して支え合う共存社会の実現。基本目標として、避難先に関係なく自立と社会参加への支援、地域生活への支援となっております。

障がい者基本計画の基本視点としまして、地域福祉の視点、主体性・自主性の尊重、関係分野の連携強化、支援基盤の整備、状況に応じた的確な支援となっております。こちらにつきましては、基本目標を6つといたしまして、相談支援体制の充実、権利擁護と差別の解消の推進、自立を支援する福祉サービスの充実、保健・医療体制の充実、就労支援の充実、教育・育成支援の推進となっております。

障がい福祉計画の基本的な視点としましては、自己決定、自己選択の尊重と意思決定の支援、障がい福祉サービスの充実、周知、地域生活移行の推進、就労支援の強化、介護保険制度との関係を示しております。

平成29年度における成果目標をごらんのとおり設定しており、あと見込み量の推計と確保の方策として考えております。

計画の推進に向けて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むP D C Aサイクルの確立や、上位計画との整合を図り府内の計画推進体制を整える。国、県、双葉郡内町村、避難先自治体、関係機関との連携を図り、特に双葉地方自立支援協議会を活用して避難先自治体等の協議や体制の構築に努めています。

説明は以上です。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を賜ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なしということですので、質疑を終了いたします。

この計画の冊子につきましても、先ほどと同様に熟読、ご理解をいただきたいと思います。

次に、⑤、富岡町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画についての説明を求めます。

課長補佐。

○健康福祉課長補佐（小林元一君） それでは、⑤の富岡町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画についてご説明申し上げます。

皆さんのお手元のほうに配付しております別紙資料1—9をごらんください。これの中のA3判の概要でもってご説明させていただきたいと思います。まず、富岡町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画につきましては、資料の2番の計画の基本的な考え方といたしましては、1の計画策定の背景と趣旨といたしまして、第5期介護保険事業計画、平成24年度から26年の計画につきまして、期限を迎えることから、第6期介護保険事業計画、平成27年度から29年度までの計画を策定いたします。避難状況であっても、安心して暮らせる高齢者施策の推進を図ることを目指すものでございます。

2の計画の位置づけといたしましては、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を、総合的かつ一体的に策定するものでございます。

3の計画の期間につきましては、平成27年度を初年度といたしまして、平成29年度までの3年間の計画でございます。

計画の基本理念といたしましては、全国各地で避難生活をしていても、安心して生活を送ることのできる環境を整えることが現時点における目標であるという認識から、本計画の基本理念をどこにいても高齢者が安心して生活できる福祉介護サービスの確保でございます。

この理念に基づきまして、計画の基本目標を5つ上げております。その1つが介護支援体制の整備、疾病予防・介護予防の推進、福祉と医療の連携、支えあい助けあいのまちづくりの推進、介護保険制

度の円滑な運営でございます。

この基本目標に向けまして、施策の取り組みということで3番、右側のほうになるのですが、1から6までの基本的な取り組みにつきまして計画をつくっております。

下のほうの4番、介護保険サービスの実績と見込みですが、介護保険事業計画につきましては、給付費を3年間、27、28、29という3年間の給付費を推計しまして、保険料のほうの算出を行っております。今回給付費につきましては、27年度、28年度、29年度の給付費を算定させていただきまして、それから保険料を算出するということで、今回算出した保険料につきましては、第6期ということで基準額が6,500円になります。なお、参考といたしまして、第4期が3,200円、第5期が6,000円でございました。なお、今回6,500円を算定するに当たりましては、介護準備基金1億円を3年間で取り崩すことによりまして、保険料の上昇を可能な限り抑制するというふうなものになっております。

続きまして、次のA4の富岡町介護保険条例の一部改正条例（案）の新旧対照表をごらんください。今回介護保険事業、先ほども言いましたように、こちらの計画をもちまして保険料の算定をいたしましたので、本3月の定例会にこの一部改正の条例を出したいと思っております。

まず、改正する部分、こちらにつきましては新ということで左側のほうをごらんください。まず、保険料率、第14条ですが、こちらにつきまして現在は6段階でもって保険料のほう算出しておりますが、新たに平成27年度から所得の公平性をするために第9段階までになっております。まず、第1段階が3万9,000円、第2段階が5万8,500円、第3段階が5万8,500円、第4段階が7万200円、第5段階が7万8,000円、第6段階が9万3,600円、第7段階が10万1,400円、第8段階が11万7,000円、第9段階が13万2,600円となります。こちらにつきましては、年額で計上しております。6,500円の基準段階といたしましては、第5段階の7万8,000円が月額6,500円の保険料となるものでございます。

次のページになりますが、2ページをごらんください。附則でもちまして、平成27年度から新たな地域支援事業ということが法律で定められまして、ただ2年間の猶予があるということで、富岡町におきましては介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置ということで、7条からのものになりました、これにつきましては平成29年の4月あるいは平成30年の4月に経過措置といたしまして、延ばしているものでございます。

以上、簡単でございますが、介護保険のほうは富岡町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の内容説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を賜ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 質疑はなしということですので、質疑を終了いたします。

これも先ほどと同様、冊子のほうは熟読、ご理解をお願いしたいと思います。

引き続きまして⑥、富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画についての説明を求めます。

健康づくり係長。

○健康福祉課長補佐兼健康づくり係長（安倍敬子君） 資料1—10をごらんください。富岡町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要についてご説明申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定されました。この法第8条の中に町の行動計画の策定が盛り込まれております。今回制定に至りました。政府行動計画及び福島県行動計画に基づき、町が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定め、国及び県関係機関と連携・協力し、総合的に対策を推進するため本計画を策定いたしました。

対象とする感染症といたしまして、新型インフルエンザ等感染症、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きいもの、SARSなどの新感染症となっております。

行動計画の構成ですが、1ページ目からはじめに、2ページ目から新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針、総論となっておりまして、16ページから各発生段階における対策ということで、各論となっております。発生段階は未発生期、海外発生期、国内発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6つの発生段階に分けられ、それぞれの発生段階に応じて対策を計画いたしました。42ページ以降概要、43ページが各発生段階における対策の概要となっており、44ページ以降は県の行動計画の抜粋などが参考資料として載せてございます。

対策実施上の留意点として4点上げております。行動計画の位置づけは、政府行動計画、県の行動計画、町の行動計画というふうな形をとっております。

対策の目的といたしまして、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。町民の生活及び社会機能に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的としており、対策の効果の概念図が下のほうにございますが、ピークをおくらせることによりピーク時の患者数を小さくし、人的被害や社会生活の混乱を抑制するということが対策の効果というふうに上げられております。具体的な実施方法につきましては、予防接種、情報提供などでございますが、対策マニュアルのほうで後ほど示したいと考えております。また、27年3月時点、町民が町外避難を続けているため、避難先自治体と協力して取り組むことが重要でございます。さらに状況に応じて町行動計画を変更して対応するというふうな考えを持っております。

以上をもちまして、計画の説明を終了いたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を賜りたいと思います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なしということですので、質疑は終了いたします。

これに関しましても、行動計画の冊子のほうは熟読、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2番、その他に入ります。まず、（1）番としまして、上下水道の使用開始時期についての説明を求めます。

復旧課長。

○参事兼復旧課長（郡山泰明君）　上下水道の使用再開時期については、課長補佐の林より説明しますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君）　課長補佐。

○復旧課長補佐（林　紀夫君）　上下水道の復旧につきましては、平成26年3月に上下水道施設の使用再開目標時期を定め公表しまして、目標達成を目指し復旧工事を進めてまいりました。このたび上下水道施設並びに下水道施設の復旧作業の進捗から、平成27年10月までに上下水道施設の使用が可能となる区域を使用再開時期ごとに定めましたので、ご報告申し上げます。

また、上下水道施設の使用再開が平成27年11月以降となる区域につきましては、上下水道施設の復旧作業の工程を見直すとともに、改めて使用再開の目標時期を設定しましたので、あわせて報告申し上げます。

なお、帰還困難区域並びにJR常磐線東側の津波被災区域につきましては、区域の状況や状態から今回も使用再開の目標時期を定めることができませんでしたので、このことについてはご理解を賜りますようお願い申し上げます。

では、資料2－1をごらんいただきたいと思います。右肩に2－1と入った資料でございます。資料は右半分に使用再開時期や使用再開目標時期ごとに区域を色分けし、表示しております。左半分には色分けごとにおおむねの区域を表であらわしております。黄色が本年6月、赤い色が本年8月、緑色が本年10月に使用再開が可能となる区域でございます。昨年設定しました使用再開目標時期をおおむね達成できたというふうには思っておりますが、字上本町、それから字杉内、字大石原、字清水前などでは目標を達成することができず、改めて目標時期を設定させていただいたところでございます。改めて使用再開目標時期を設定する区域では、字上本町、字杉内、大石原などで約3ヶ月、それから字清水前では約6ヶ月程度の後ろ倒し設定となってしまいましたけれども、字関ノ前や蛇谷須、帰還困難区域を除く夜の森地区では9ヶ月から6ヶ月程度の前倒しの目標設定ができたところでございます。今後も目標達成を目指し、双葉地方水道企業団や除染作業などの作業調整を密に行い、復旧作業を進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、小浜地区、国道6号から東、困難区域の南側、資料でいいますと、濃い青色の区域でございますが、ここにつきましては使用再開目標時期の変更はございませんが、この地区の下水道施設復旧には帰還困難区域内での作業実施が必要でありますので、かなり不確定要素が多くあります。このことから目標時期については予断を許さない状況にございますので、このことについてもご理解を賜りたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（塙野芳美君）　説明が終わりましたので、質疑を賜りたいと思います。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 杉内特環と上手岡農集と公共下水道の区分けを見ながら、一部漏れているところもあるみたいだから、できるところはできるように方策を講じてください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） お願ひだそうですので、よく検討していただきたいと思います。

そのほかございますか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 富岡川以南についてなのですが、以前町長のほうからも町民の前で川南については8月には使えるようになるということで、いろいろ町民の集まる場所でお話しされていたと思うのですが、これを見るとそんなには変わらないにしても、10月以降ということになっているようですが、なぜここおくれているのかちょっとご説明いただきたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐。

○復旧課長補佐（林 紀夫君） 昨年3月設定いたしました目標時期と比較して、私どもおくれているというふうには思っておりません。昨年目標を設定した際には27年10月というところで川から南の区域については使用再開を目指しますよというところを公表したところです。ただ、その後幾らでも早くしなさいと、町長からの指示もございまして、町長の指示を達成するために水道企業団、上水道管理者とともに工程調整を行っておりましたが、例えば上本町なんていうのは給水末端であったりするものですから、そういうところの区域については若干おくれが生じている。町長が申し上げた時期よりもおくれが生じているというのが実情でございます。ただ、平成27年10月、緑色の区域の中でも幹線ルート沿いの沿線につきましては、水が出せないわけではないという状況にありますので、ご案内する際には特に設定した区域が字ごとの設定でございます。字の境目については実は出るところもございます。黄色の区域の27年6月の、隣に紫色の区域がございますが、そこでも隣接したところは出るところもございます。ですので、案内する際にはご相談をいただくような案内をいただいて、可能な限り設定したエリアから外れていようとも、可能な限り出るところは出していきたいというふうに水道企業団も申し上げています。我々下水道のほうも同じような考え方で調整してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。ただ、町民も8月には水が出るというふうに思われている方たくさんいると思いますので、その辺は早目に周知する必要があるのではないかと思っておりますし、やはり津波被災地域の駅前から東側については、拠点になる地域でありますので、今ご説明あったとおり、できるところは早くやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） 町長、一言ありますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） これらについては、何とか27年の10月という目標だったものを、8月には何

とかしたいというようなことで、これは指示しておったわけですが、8月に供用開始になる部分というのは赤い地域だけで、残念ながら全ての川南地区がそういうふうにならないということについては本当に残念なわけですけれども、これらについても10月にこだわることなく、いつきでも前倒しができるようにこれからも鋭意努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 緑の部分がもともと10月になってしまったのですけれども、これ今3番議員からあったように、町民の方で川南は全部出るというふうに思っている人がいっぱいいますので、この部分が出ないということを逆に周知しなくてはいけないと思うのですけれども、どうしますか。

課長補佐。

○復旧課長補佐（林 紀夫君） 本日議会議員皆様に使用再開時期を報告できましたので、この資料を町ホームページ、それからフェイスブック等々に発信してお知らせをしていきたいというふうには考えておったところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ホームページとかフェイスブックだけでは、その環境にいる人がざっと見て富岡町民の20%ぐらいなのです。それだけでは不十分ではないですか。

課長。

○参考兼復旧課長（郡山泰明君） 今の広報のあり方について補足いたします。

当然ホームページ等では不足というのは十分認識しておりますので、広報にも載せたい。それとあとはマスコミのほうにも掲載したいというふうに考えております。そういうことで、この計画を町民にお知らせしていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

次に、（2）、復興計画（第2次）の経過と概要についての説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 後で資料をお配りしました。申しわけございません。

A 3、1枚のペラの紙ございます。企画課のほうからは復興計画（第2次）のこれまでの経過と概要についてご説明申し上げたいと思っております。復興計画につきましては、6月定例議会の上程に向けて今策定しておるところでございます。昨年になりますが、昨年の8月9日、10日に第1回目を開きまして、以後2月の28日まで現在のところ第7回まで行っております。町民の方々ですが、30名と職員26名の56名でございますが、100時間を超える議論をさせていただいております。実際2月の28日には素案のたたき台等について入っているところでございますが、まだ策定途中でございます。あわせて職員等から成る政策会議というのも3月の13日に予定しております。それを経て3月末、この日程でいきますと、3月の28日には検討委員会に出すようになっておりますので、そこをめどに

いわゆるたたき台という形での冊子の作成を考えております。

議会の皆様には、これも当然脇のスケジュールあるのですが、これは議会と相談の上ということが前提でございますが、4月の上旬にまず全員協議会になるかどうか議会と相談ですが、そういう場を設けさせていただきまして、その中で実際議員の皆さんに、それまでにはお手元にお送りしますので。そこでご意見なりご審議をいただくというふうに考えております。その後パブリックコメント等も行いまして、6月の議会に向けていきたいということでございます。

今回の計画につきましては、従来はというのは語弊があるかもしれません、ある程度ご意見を住民の皆様から聞いた後、素案というような形で提出して、その素案がいいかどうかというような過程というのが今まで割合多かったと思っております。ただ、今回の場合は、先ほど議論の時間が長ければいいというわけではないのですが、そういった住民の声をボトムアップという形で積み上げてきているというふうな作業を行っております。そういった過程で私自身の中でもちょっとおくれぎみだなというのはあるのですが、いずれにしても6月上程を目指しておりますので、このような形で今後進めさせていただきたいと思っております。

詳しくは係長のほうからご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） まちづくり係長。

○企画課まちづくり係長（佐々木邦浩君） まちづくり係長の佐々木でございます。私のほうから復興2次計画現段階までの状況のご報告を皆様にさせていただきたいと思います。

まず、1つ目、計画の趣旨、位置づけでございます。こちら帰還する、帰還しない、こちらの2極政策から脱却する第3の道ということで、町長のほうより長期待避、将来帰還というお言葉をいただいております。こちらのほうとそれから町の当然町域の復興、町内の復興、この2つ、この両輪を軸とした計画というふうな位置づけで進めてまいっております。

続きまして、帰還時期でございます。帰還時期につきましては、今後除染の進捗の状況、それからインフラ、生活関連サービス、こちらのほうの復旧見込みを十分に町民の意見を踏まえながら、帰町の判断を行っていくというような今のスケジュールになっております。

次に、(3)、計画の期間でございます。今回の復興2次計画、長期計画というふうに捉えております。目標値30年を将来的なスパンというふうに考えております。

それから、下のほうにいきまして、2番の基本理念でございます。基本理念につきましては2つの柱を掲げております。この下に基本方針として5つ設定させていただいております。こちらのほうは町民の検討委員の中から出たものを基本として、事務局のほうで文面化しているというような状況でございます。

次に、右側に移動いたしまして、4番、5番、こちらの重点事業、それから土地利用の計画でございます。こちらにつきましては、まだ現在検討段階でございます。案として決定したものではございませんが、現在の検討の段階、状況として記載しておりますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、済みません、駆け足になりますが、裏面をお願いいたします。まず、策定委員会の経過でございます。先ほど企画課長からお話をいただいたとおり、8月に第1回スタートしまして、現在2月の28日、先週の土曜日、第7回を終了しております。このあと2回残っております。この2回の過程で計画書として取りまとめる予定でございます。検討委員の状況の写真、こちら右側の写真をご一覧くださるようお願いいたします。

最後でございますが、今後の策定スケジュールでございます。こちら現時点で企画課として考えている工程の日程でございます。また、議会事務局等々とは調整調っておりませんが、この後詳細な日程調整のほうは議会事務局と企画課のほうで調整させていただきますことを申し添えます。

繰り返しとなりますが、6月の定例議会、こちらのほうのご審議上程を目指しまして、策定に向けて役場庁舎内、それから検討委員会、それから県、国、関係機関等々有識者の意見などを踏まえながら十二分に検討して進めてまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

状況の説明につきましては、以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 以前私も一般質問のほうでゼロベースでお願いしますということで、それがある程度受け入れていただいたということで非常に感謝しておりますし、すばらしいものが出るのだろうなというふうに期待もしております。ただ、そのときも申し上げましたが、ぜひ期間にこだわらずにということを申し上げたつもりなのですが、早ければもちろんいいと思うのですが、委員の中でまだ時間が足りないとかという話がないのかどうかというのをひとつ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） かなりの数もいらっしゃるので、まだ足りないという方はいらっしゃるかもしれません。それは今後もまたありますので、この回数、議会の日程もありますので、それはちょっと難しい場合もあるかもしれません、実は今までの検討会も本当は4回か5回で最初予定していたのです。ところがやはりいろんな意見があるということで、最終的には今のところ9回ということになっています。ですから、場合によってはそういうまだまだというご意見もあるのはあるのですが、一方ではできれば6月までにお願いしたいということは話しておりますので、それは今後の状況で判断するようになるかなとは思っております。本当にこれではまだ足りないよということであれば、この場で延ばすなとは言えませんが、目指す最大限努力した上で、なおかつそれでもということであればまだご相談申し上げて、状況に対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 帰還時期についてというところ、質問させてください。

これで町民の意向を踏まえ、総合的に勘案した上で、平成29年3月までに帰還の判断を行いますということなのだけれども、町民の意向というのは町民説明会、これはきっちりやるということでいいのですね。いつごろからどんな形でとかという何か案があるのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 29年3月というのは町政懇談会等でも話しましたように、とりあえず原災本部から来ている期間で、今のところ避難指示の期間であるので、それをひとつ起点に置いておきます。具体的な、普通に考えれば町政懇談会毎年ありますので、そういう中でも考えますし、それ以前に今進めていきたいと思っているのは、いろんな帰還の条件、ここにも書いてありますが、そういうものをもっと精度を高めていく、役場の中でもまずそれをもう一度検証していく必要があるということで、それを年度というか、今も若干始めていますが、それを本格化させていきたいと。一方では、町長のほうとまだご相談とかしていませんが、普通であればやはり町政懇談会とかそういう中でのお話になるのかなと私事務担当としては思っていますが、町長とはまたそこ詰めておりません。

ただ、少なくともここに書かせていただいたのは、当然29年の3月、4月とかかりますので、その際には何らかの町として詰めていって、判断を下す時期があるので、これをとり行っていくという意味で計画に位置づけているということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 帰還の時期の判断と帰還をするものというのは、判断をさせてもらって即帰るという話ではないですから、これは一致しないと思います。そういう意味ではこのあたりまでにおおよそ来年の春以降には帰りますよというようなものが出てこないと、いつまでもこのまま延び延びというような帰還時期を設定しないでおくこともいかがなものかなということですので、この辺もご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今もう27年に入って、29年3月までというとあと2年ちょっとぐらいの話ですから、結局29年3月になって判断するのではなくて、その前に住民の話は聞いていなければならぬということは、それは誰が考えても当たり前のこと。私の聞きたいのは、そろそろ27年度、28年度ぐらいには住民懇談会においても帰郷の話を出していかなければならない。結局政策的な話ばかりではなくて、住民の皆さんには町ではこう考えているとか、皆さんはどうですかと、そういうものを集約して初めて半年後とか1年後帰還しますよということをあらかじめ通知するわけですから、その準備作業にもう入らなければならないのではないですかという質問なのです。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 説明不足しておりました。実際に今企画の中で、遅いと言わればそう

かもしれません。その作業に入っています。本格化するのは多分新年度になるのかなと思っていますが、なるべく早い段階で府内で立ち上げたもの、住民の方に説明するには当然基本となるものが必要になると思いますので、それをまず立ち上げてつくる。その後住民の方に投げかけていくというような形になると思っているということです。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今までの例えば他町の帰町宣言とか、そういった中間貯蔵も含めてそうなのだけれども、どっちかというと主導が国で、町が子供で、親が親がというような感じが見受けられるので、やはり国の主導ではなくて、住民の意見を聞いて住民主導で早目、早目に応じて富岡町はこういうふうな条件が整わないとなかなか戻れないよということを国と場合によってはけんかする覚悟でやっていってもらいたいのです。国から言わされたからこうだではなくて。その辺を企画課長、腰を据えて、腹を据えてやってもらいたい。もう一回お願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） おっしゃるとおりで、当然基本は住民にあると思っています。できるだけ早く内容についてつくり上げて、できるだけ早い時期に住民の方にお示しして、そこでいろいろ実際検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 基本理念と基本方針のことできちんとお聞きしたいのですけれども、復興計画という性質上なのかどうかわからないのですけれども、基本理念と基本方針の言葉が町の全体をイメージする言葉がないのです。どういう方向に向かって復興していくのか、どういうような町にするのか、今までの町にただ戻す、昔のように自然豊かな町でいくのか、この基本理念と基本方針を見ると、人を支えるとかそういうことばかりで、町全体のイメージを把握、想像できるような言葉が全然入っていないのですけれども、その辺は委員会でどのような進め方をしているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（菅野利行君） 申しわけないというか、資料限りありますので、基本理念のコアの部分だけ出しています。ですから、いわゆる長計とかなんかでいう将来都市像、こんな町にしていくのだよというのは別に確かにございます。ここに上げたのはコアな部分で、理念の1については町長申している第3の道で、2つだけの道ではないよという選択肢の話です。2つ目は当然富岡町の、帰る帰らないにかかわらず、町の復興、町域としての復旧復興が必要なので、その2つが両輪で今後進めていきますよというのを強調したくてこの2つだけ載せさせていただきました。ということで、全体像にはそれは当然入ってくるものと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 理念の話があったのですけれども、基本方針のほうの話はなかったのですが基本方針のところの3つ目で、町民で位置づける権利と仕組みづくりという1つの基本方針があるのですけれども、もうちょっと具体的にどういうことをこの基本方針の意としているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課まちづくり係長（佐々木邦浩君） ただいまのご質問の基本方針の灰色の部分でございます。町や町民とのかかわりを守り、育むという、こちらの言葉の土台となっている検討内容でございます。こちらについては、今避難生活が長期化して全国、それから国外にも避難している方々が多数いらっしゃいます。こちらの方の心と、それから富岡町とつながっていただけるようなそういう仕組み、要するに検討委員会の中であります1つの心のつながり部会という部会が取りまとめた一つの基本方針となっております。こちらの選択肢の第3の道、こちらを表現するに当たりましては、当然帰りたくても帰れない方、それから家族の事情でいろいろな状況で帰ることが困難な方、それぞれいらっしゃいます。そちらの方の心だけでもつながっていていただきたい。そしてその後将来の子供たちにつなげていただきたいという表現から、こちらの基本方針の言葉をつくり上げてきたものでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。言葉の中に権利と仕組みということが書いてあるのですけれども、この辺のことを今聞きたかったのですけれども、どういう権利を言って、どういう仕組みを言っているのかというような話のところまで突っ込んだ中で、こういう言葉が出ているのかどうかということなのです。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○企画課まちづくり係長（佐々木邦浩君） 大変失礼いたしました。

権利と仕組みづくりでございます。大変皆様に誤解を招くような言葉、確かに使っておりすることを、この場をもってまずおわび申し上げます。

今まで権利などというのは、例えばございますが、現在制度にないもの、現行制度にないものなど、ひとつ例えで申し上げますと、例えば二重住民制など、現行制度にはございません。こちらのほうを確立させたいというわけではないのですけれども、そういった感覚での個人が持っている富岡町民であるという、そういう概念的な権利という言葉でちょっと捉えさせていただきたいと思います確かにちょっと権利というと結構重い言葉になってしましますので、なおこちらのほうは検討委員会のほうでもう一度言葉の文言、これでいいのかどうかというのをさらに検討を深めさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） なければ、以上をもちまして（2）番を終わります。

（3）のその他ですけれども、執行部ございますか。その他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 各議員その他ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） それでは、なしということですので、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉じます。

お疲れさまでした。

閉会 （午後 4時06分）